

加古川市安全・安心なまちづくり対策会議設置要綱

(設 置)

第1条 加古川市生活安全条例（平成15年条例第1号）の基本理念に則り、安全安心なまちづくり対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、犯罪発生を抑止及び市民の防犯意識を高める施策に関する事項を審議する。

(構 成)

第3条 会議は、次に掲げる部の長をもって構成する。

- (1) 防災部
- (2) 市民協働部
- (3) 福祉部
- (4) こども部
- (5) 建設部
- (6) 都市計画部
- (7) 教育総務部
- (8) 教育指導部

(会 長)

第4条 会長は、市民協働部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

(付議事項)

第6条 会議に付議する事項は、会長が付議を必要と認めたものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に事案の審議に必要な者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は、市民協働部生活安全課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。